

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たりときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第九百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和五十六年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目 次

◇ 告 示

相互救済事業に係る昭和五十六年度の経営状況
保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

飼料の試験の結果の概要

土地改良法による換地計画の適否の決定

保安林の指定の解除予定（二件）

基本測量の終了

開発行為に関する工事の完了（二件）

公有水面の埋立ての免許

◇ 公 告

高圧ガス製造保安責任者試験の実施

昭和56年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1	事業実績	
	加入都道府市区町村会員数	1,165
	加入戸数	805,918戸
	共済契約金額	2,097,942,004,000円
	共済分担金	512,716,751円
	罹災戸数	302戸
	災害共済金	131,382,925円
	復興建築助成戸数	216戸
	復興建築助成金	47,569,638円
	防火・住宅施設改善助成会員数	175
	防火・住宅施設改善助成金	37,052,420円
	災害見舞戸数	141戸
	災害見舞金	2,100,224円
2	収支計算	
(1)	収入	共済分担金(過年度分を含む。)
	雑収入	512,322,176円
	前年度繰越金	73,347,368円
	会館収入	10,000,000円
	合計	44,863,186円
(2)	支出	業務費
	事務費	244,835,018円
	会館の管理費	137,842,591円
	その他経費	41,859,821円
	小計	48,753,983円
	収支差額	473,291,413円
	(準備積立金へ繰入)	167,241,317円)
	合計	640,532,730円

鳥取県告示第九百七号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定を、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
増田耳鼻咽喉科 医院	倉吉市宮川町二五六―四	昭和五十七年八月十八日
松田医院	倉吉市新町三丁目一七八	昭和五十七年八月十五日
上原産婦人科医 院	倉吉市堺町二丁目九六―一二	昭和五十七年八月十六日
足立医院	東伯郡羽合町大字久留 一四二―四	昭和五十七年八月十八日
仲村医院	西伯郡岸本町大殿字北上 一〇八六	昭和五十七年八月十五日
伊達医院桜谷分 院	鳥取市桜谷三六七	昭和五十七年八月二十三日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七―一七	昭和五十七年八月三十一日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一六	昭和五十七年八月十五日

鳥取県告示第九百八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものと

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
稲垣齒科医院 有限会社増谷慶一郎薬局	気高郡鹿野町大字鹿野 一八四―二 米子市加茂町二丁目二六	昭和五十七年八月二日
		“

鳥取県告示第九百九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
稲垣齒科医院 有限会社増谷慶一郎薬局	気高郡鹿野町大字鹿野 一八四―二 米子市加茂町二丁目二六	全 国	昭和五十七年八月二日
		“	“

鳥取県告示第九百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鳥羽 信行	鳥国医第二、八〇〇号	昭和五十七年七月十六日
岡田 隆好	鳥国医第二、八〇一号	“
荻原 嘉洋	鳥国医第二、八〇二号	“
石谷 暢男	鳥国医第二、八〇三号	“

庄司洋子	鳥国医第二、八〇四号	"
松田 隆	鳥国医第二、八〇五号	"
吉岡伸一	鳥国医第二、八一一号	昭和五十七年七月十九日
池田正雄	鳥国医第四九九号	"
谷岡優子	鳥国医第五〇〇号	昭和五十七年七月二十二日
本角弘子	鳥国医第二、八二二号	昭和五十七年七月二十六日
岸田 勝	鳥国医第二、八二三号	"
森田優治	鳥国医第二、八二四号	"

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造		試 験 結 果 の 概 要																
			年 月	日	粗たん	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素	水溶性窒素	ペプトン消化率	D	C	P	T	D	N	ME	その他
近畿くみあい飼料株式会社 神戸市	東伯郡東伯町徳方558-1 東伯町農業協同組合	●くみあい標準配合飼料 キソグヒートラップ前期	57.6	13.7	3.0	5.1	6.5	1.03	0.56												
		●くみあい標準配合飼料 スーパービタBレベルット	57.5	17.4	3.6	2.2	4.4	0.63	0.57												
		●くみあい標準配合飼料 キソグヒートラップ後期	57.7	12.3	3.3	3.7	4.5	0.63	0.42												
		●くみあい配合飼料 子牛育成用	57.7	16.6	2.9	5.8	7.6	1.06	0.74												

片山 章	鳥国医第二、八一五号	"
花木啓一	鳥国医第二、八一六号	"

鳥取県告示第九百一十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十七年七月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

クレマツ株式会社 呉工場	クレマツ印二種混合飼料 松号	57.7	22.7	4.7	3.2	6.0	1.00	0.62												
呉市	クレマツ印二種混合飼料 櫻号	57.7	7.8			1.6														
日清製粉株式会社 神戸工場	日清印乳牛用配合飼料 東伯2号ペレット	57.7	16.0	3.3	5.0	8.1	1.46	0.72												
全国協業農協 同組合飼料工場	① 全路2号ペレット	57.7	17.0	3.6	5.5	6.9	0.97	0.73												
神戸市	② ゴールドカーフスタータ ニ	57.7	19.2	3.3	5.1	6.6	0.86	0.79												
日本配合飼料株式 会社神戸工場	三井印乳牛飼育用配合 飼料	57.6	17.8	2.9	5.8	7.3	1.12	0.78												
神戸市	伯耆大山ペレット																			
ニッコー製油株式 会社水島工場	脱脂大豆	57.5	45.6		6.0															

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県告示第九百二十二号

昭和五十七年八月四日付けで大山町から申請のあつた一の谷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年九月十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字カツラガ谷ヨリ大東仙七八三の一五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

気象観測施設用地とするため

鳥取県告示第九百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字奥山二八五三、二八五四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量（二等天文測量）

二 作業地域 日南町

三 終了年月日 昭和五十七年八月十日

鳥取県告示第九百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年三月二十四日 鳥取県指令受都計第三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉岡温泉町字上岡

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西品治三三八

初鹿野 良

鳥取県告示第九百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年二月二日 鳥取県指令受都計第三百十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字郡家字岸本、字背戸田上分、字大造口分及び字提下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡郡家町郡家五〇一一

有限会社ふそう地所

代表取締役 山根英明

鳥取県告示第九百十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十七年八月三十日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

鳥取県東伯郡泊村大字石脇字二ノ甲亀山一二九六地先公有水面

(二) 区域

次の1から3までの各地点を順次に直線で結んだ線並びに3の地点から4の地点及び5の地点を通り1の地点に至る昭和五十六年秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 甲亀山三等三角点(北緯三五度三分四九・八四六秒、東經一三三度五六分五四・四一九秒)から四七度三分三一五・三メートルの地点(以下「A地点」という。)
- から二七三度二分七五・〇メートルの地点

2の地点 A地点から二七三度二分六三・〇メートルの地点

3の地点 A地点から二七六度四分三五・〇メートルの地点

4の地点 A地点から二六四度二分四二・〇メートルの地点

5の地点 A地点から二六七度一分六二・二メートルの地点

(三) 面積

二二〇・九一五平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取県東伯郡泊村大字石脇字二ノ甲亀山一二九六地先公有水面及び

陸地

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 A地点から二三五度二分五六・六メートルの地点

イの地点 A地点から二六四度二分一〇四・五メートルの地点

ウの地点 A地点から二七八度二分九九・五メートルの地点

エの地点 A地点から三〇九度四五分三〇・九メートルの地点

オの地点 A地点から三〇九度四五分一四・九メートルの地点

(三) 面積

三、〇七九・〇五平方メートル

五 埋立地の用途

護岸敷及び道路用地

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和57年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和57年9月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日 昭和57年11月28日(日)

2 場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

米子市富士見町 西部消防本部

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
乙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
乙種機械責任者 免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学	13時から 15時まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
丙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学	13時から 15時まで
免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術（特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術）	10時45分から 12時15分まで
免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学（特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な機械工学）	13時から 15時まで

第二種冷凍機械 責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時45分から 12時15分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	13時から 15時まで 9時30分から 10時30分まで 10時45分から 12時15分まで

備考 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する特別試験科目をいう。

4 受験手続
次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書
受験願書は、鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県エルピーガス協会各支部、鳥取県冷凍設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安協議会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真
手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 2,800円

丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和57年9月20日（月）から同月30日（木）まで（郵送の場合は、昭和57年9月30日までの消印があるものは、有効とする。）

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。